

ASHIGIN WEALTH REPORT

ウェルス・レポート

2021.3.24

VOL. 2

相続を“争族”にしない3つのポイント

相続で争う事を“争族”などと表現することをよく目にします。相続財産は少なくとも、いざ相続になると思わぬいさかいが起こることもあります。今回は相続を“争族”にしないためのポイントをまとめました。

1. 資産を分けやすく

相続が発生すると、相続財産は相続人間で共有の状態となります。その後、遺産分割をする際、預貯金や有価証券などは相続人間で分けやすいですが、不動産や自社株は一般的には分けにくい資産となります。不動産や自社株は、賃貸や売却等を考えても、共有者の考えが異なると実現が難しくなります。共有者自身に相続が発生し、次の世代の疎遠な共有者が増えたりして、身動きが取れなくなってしまうこともあります。

遺産分割で相続人が争わないための第一歩として、たとえば、自宅は配偶者に、自社株は事業を引き継ぐ長男に、金融資産はその

他の子供達に残すなど、相続人の誰に何を残すかを意識して、資産の組み換えを行いましょう。なお、相続人間の仲が良くない、配偶者・子供がいない、相続人が大勢いる、前妻との間に子供がいるなど状況が複雑な場合、“争続”の火種となるため、より慎重に準備をしておく必要があります。

相続対策の基本的な形は、生前贈与(暦年贈与、相続時精算課税

制度による贈与、教育資金や結婚・子育て資金の非課税一括贈与制度など)で相続財産を減らしつつ、不動産で相続税評価を引き下げ、金融資産で相続税の納税準備(遺言代用信託や生命保険などを活用)を行うことです。現状の資産構成が相続人間で分けにくい形になっている場合、資産の売却や購入で組み換えを行い、分けやすい状態にしておきましょう。

ステップ1

資産を分けやすくしておく
(必要に応じて組み換え)



ステップ2

遺言書を作っておく



ステップ3

必要に応じて、代償分割
(生命保険など)を活用する



足利銀行

MEBUKI
めぶきフィナンシャルグループ

2. 遺言書の作成

資産を分けやすくしても、遺言がない場合は相続人間で遺産分割協議を行うことになり、協議がまとまらなければ“争続”になりかねません。そこで、遺言書を作成し、あらかじめ資産の分け方を決めておきましょう。その際、遺留分（相続人に残すべき最小限の相続割合の規定）には留意する必要があります。

主な遺言の方法として、①自筆証書遺言（自分で保管）、②自筆証書遺言（法務局保管）、③公正証書遺言（遺言信託など）があります。①⇒③の順で、遺言の確実性が高まると考えられるため、元気で意思能力が確かなうちに、最善の策として「③公正証書遺言」、次善策として「②法務局保管の自筆証書遺言」を作成されるとよいでしょう。

「①自筆証書遺言（自分で保管）」は、遺言を自分で書いて自分で保管する方法です。手軽に作成できる半面、形式要件を満たさずに無効となる場合や、相続人に発見されない可能性、書

き換えや紛失のリスクもあります。また、相続発生後、家庭裁判所による検認が必要となり、手間がかかります。

「②自筆証書遺言（法務局保管）」は2020年7月から始まった新しい制度であり、法務局で遺言書の保管・閲覧ができます。公正証書遺言のように遺言書の要件のチェックはしてもらえませんが、形式のチェックはなされるため、自筆証書遺言（自分で保管）に比べ確実性が高く、相続発生後の家庭裁判所による検認も不要です。

「③公正証書遺言」は、公証役場で法律の専門家である公証人が関与し、2名以上の証人の立ち会いの下に作成されます。要件のチェックがなされ公証役場で保管・検索が可能のため、最も確実性の高い遺言方法といえます。遺言信託で作成する遺言書は、この方法によります。まずは、最も確実性が高い公正証書遺言の作成を検討されるとよいでしょう。

3. 代償分割を活用

実際の相続では不動産や自株が相続財産の大部分を占めるなど、資産を分けるのが難しいケースが多いことも事実です。そのような場合には代償分割を利用しましょう。代償分割は遺産の分割において、ある相続人が不動産などの相続財産を現物で取得し、その現物を取得した相続人が他の相続人などに対して、金銭などの支払いを行い、分割割合の調整を図るものです。

代償分割においては、他の相続人に支払う金銭をどう準備するかが課題になりますが、たとえば、生命保険を利用する方法があります。生命保険は受取人が指定されており、原則として、指定された相続人が全額受け取り可能です。また、生命保険（死亡保険金）は法定相続人1人当たり500万円の非課税枠があるため、相続税の節税にもなります。

〈あしぎん〉では「相続」に関する各種ご相談を承っております。
ぜひお気軽にご相談ください。

休日のご相談は
「休日ウェルスサロン」
をご利用ください

専門スタッフが
対応

完全予約制
専用相談ブース

休日に相談

相談無料

所在地 〒320-0857 栃木県宇都宮市鶴田 1-7-5 宇都宮西支店内(2F)

営業日 土曜日・日曜日 ■土・日以外の祝日は休業
■12月31日～1月3日とその連続する休日、5月3日～5日とその連続する休日は休業

ご予約時間 ①10:00～ ②13:00～ ③15:00～

完全予約制となっておりますので、事前にホームページよりご予約ください。

<https://ashikagabank.resv.jp/>



相続のほかにも
大切なおカネについて気になることは
〈あしぎん〉にご相談ください

iDeCo NISA 年金 保険の見直し
など

